

## 令和6年第11回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月11日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	12月11日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	12月11日 16時18分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	島 袋 英 樹 君
	福 祉 課 長	島 袋 裕 次 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君
	企 画 課 長	新 保 礼 人 君	建 設 課 長	西 江 忍 君
	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君	教 育 行 政 課 長	新 城 米 広 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	医 療 保 健 課 長	万 寿 祥 久 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 念 浩 司 君
総務課長補佐	古 堅 裕 喜 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 令和6年第11回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月11日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（9番 亀里敏郎議員・11番 内間広樹議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		一般質問（4人）
第6	議案第76号	公共用に供するために必要な土地の取得について
第7	議案第70号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第8	議案第71号	伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会設置条例の制定について
第9	議案第72号	伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第73号	伊江村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第74号	伊江村中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第75号	伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和6年第11回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 亀里敏郎議員、11番 内間広樹議員を指名します。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、2日間に決定しました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配付したとおり提出されております。各自お目通し願います。

次に私の主な出張等について、報告をします。

11月29日、北部市町村議会議長会第3回理事会及び定例総会が、本部町産業支援センターで開催され出席しました。

12月3日、県町村議会議長会定例役員会・年末懇談会が、那覇市のハーバービューホテルで開催され出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

おはようございます。令和6年第11回伊江村議会定例会を招集しましたところ、御出席を賜り感謝を申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。

1点目に、ニッポンエールプロジェクト協議会、第4弾「沖縄県産黒糖」産地交流会について。11月13日に、全国農業協同組合連合会と、伊藤園や不二家をはじめとするメーカー6社等で構成された、ニッポンエールプロジェクト協議会主催の産地交流会が伊江村の黒糖工場で開催されました。本交流会は、国産農畜産物のPRやキャンペーン等を展開し、商品を通じて産地を応援する取組となっており、今回は第4弾として「沖縄県産黒糖」をテーマに実施されました。県内でフレンチシェフとして活躍する由井恵一氏の黒糖カレーや各社の商品の試食・クイズなどが行われ、本村のさとうきび生産農家や工場職員、各関係機関との有

意義な交流を図ることができました。

2点目に、島らっきょう生産者の組織づくりセミナーについて。11月6日、はにくすにホールにおいて、島らっきょう生産者を対象に、組織づくりセミナーを開催いたしました。また、11月13日、それから11月20日には、島らっきょうを販売するためのマーケティングや情報発信に関するワークショップを開催いたしました。セミナー及びワークショップに延べ48人の生産者が参加し、これまでの農業経営を振り返りながら、経営コンサルタント講師による個人経営と組織経営との比較等について理解を深めることができました。組織づくりには、生産者同士の信頼関係の構築が重要とされるため、今後とも、定期的に情報交換の場を提供してまいりたいと考えております。

3点目に、イーゾマチューパンジャまつり2024について。12月1日に「イーゾマチューパンジャまつり2024」を開催しました。村政功労者表彰式では、これまでの顕著な功績を称え名嘉 實氏、島袋 操氏の2人へ表彰を行いました。また株式会社おきなわフィナンシャルグループ、株式会社パイオニア取締役会長安村健栄氏へ感謝状の贈呈を行いました。産業まつり表彰式においては、耕種、畜産、水産の各部門の表彰のほか、沖縄県農林水産部長賞に西崎区の大城淳吉さんが受賞をされております。会場内では休憩型イベントや野菜の詰め放題、各区子ども会のステージなど、充実したイベントが繰り広げられ、第3回伊江村文化祭では、幼稚園児によるしまふとうばの発表など11サークルによる舞台発表、さらには盆栽や書道など数多くの展示物がございました。天候にも恵まれ、多くの村民の皆さまに会場にいただき、まつりを盛り上げていただきました。

4点目に、伊江島方言調査60周年記念事業の一環として「広島訪問」を行っておりますので御報告いたします。本村の名誉村民である生塩睦子氏が伊江島方言調査を開始されてから60年を迎えることから、その業績を称え感謝の意を伝えるため広島訪問事業を実施いたしました。本事業では、11月19日から21日に副村長、教育長に加え、方言調査協力者の内間カズエさん、知念光江さん、教育委員会事務局職員2人の6人が、生塩先生がお住まいの広島県広島市を訪問いたしております。20日には、広島市東区の重水康彦（しげみずやすひこ）区長を表敬し、生塩先生のこれまでの業績について紹介するとともに、伊江島方言の紙芝居を披露いたしております。その後、生塩先生御一家とともに懇親会を開催し、これまでの調査研究への感謝をお伝えしております。生塩睦子先生におかれましては、これまでの永年の業績に敬意を表するとともに、今後も引き続き調査研究を深められ、村としましては本調査への協力を行ってまいりたいと考えております。

5点目に、児童生徒等の活躍状況について。児童生徒のスポーツ、文化面での活躍状況については、お手元に配付してあります資料のとおりであります。後ほど、御覧いただき子どもたちを激励いただければと思います。

6点目に、第13回ハイビスカスカップ小中学生ゴルフ伊江島大会の開催について、御報告をいたします。12月8日、日曜日、伊江島カントリークラブにおいて、第13回ハイビスカスカップ小中学生ゴルフ伊江島大会を開催いたしました。北海道招待選手である中学生男女2人を含む、48人の選手が出場し熱戦が繰り広げられました。本村からは中学生の部に名嘉眞萌衣（なかもめい）さん、長嶺勝太郎（ながみねかつたろう）君が会場にいらしております。なお、中学生男子の部では、北谷中学校1年生の東幸樹（あずまこうき）君、中学生女子の部では、伊江中学校2年の名嘉眞萌衣（なかもめい）さんの2人が上位入賞してございまして、来年8月北海道で開催予定の「2025加森観光杯ジュニア競技会Withヨネックス大会」に派遣選手として、出場が決定いたしております。結果は別紙のとおり配付してございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

9番 亀里敏郎議員の登壇を許します。9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

改めましておはようございます。今日は伊江島の将来を背負っていくであろう31人の伊江中学校2年生の皆さん、そして5人の先生方、伊江村議会12月定例会を傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。通告に基づきまして1件の一般質問をさせていただきます。

件名「ひまわり」で本村の夏を彩ることはできないかについて問うでございます。

本村の観光キャッチフレーズは「夕日とロマンのフラワーアイランド」本村のゆり祭りは、平成8年第1回の開催から令和6年4月開催で27回を迎えました。ハイビスカス園とも相まって、伊江島観光の目玉として定着をしております。このことは肥培管理に関わる皆様が花へ情熱を注いだ賜物であり、敬意を表するところでございます。

ところが、ゆり祭りの「ゆり」の開花期間は4月下旬から5月上旬で、ハイビスカスの見頃は11月から12月であります。フラワーアイランドを標榜しているにもかかわらず、夏の観光につながる花がなく、村民や観光客等から夏を代表する花「ひまわり」を、ゆり祭り会場規模の土地を確保し植栽してはとの声があります。そこで「ひまわり」で伊江島の夏を彩ることはできないかについて、村当局の御見解を聞きたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

亀里敏郎議員の「ひまわりで本村の夏を彩ることはできないかについて問う」に、お答えさせていただきます。

議員お説の通り、本村は「夕日とロマンのフラワーアイランド」をキャッチフレーズに、テッポウユリやハイビスカスなどの花々を発信して観光振興を推進しているところでございます。また、村内2か所の福祉作業所においては、季節に合った花々の苗を村で購入し、その苗を沿道のプランターなどに植付け、水かけや草取りなどによる栽培を行っているところであります。

ひまわりは夏を象徴する花として、その鮮やかな景観が観光客を惹きつける力を持つと認識いたしております。村内においても畑の一角で、ひまわりやコスモスを植えている場所が見受けられ、村外においては過去に北中城村で冬場にひまわり祭りを実施しておりました。

ゆり祭り会場においては過去に、球根の掘り取り作業を終えた後に試験的にひまわりやコスモスを植えたことがございましたが、2回とも台風の時期と重なり全滅した経緯がございます。また、夏場の観光資源を充実させることは重要な課題であり、夏に咲く強い花として県内各地の主要道路の植栽などには、サンダンカが植栽され、本村においてもサンダンカを増産できないか検討をいたしているところであります。つきましては、ゆり祭り会場規模の場所の確保や管理体制、開花後の利活用など様々な課題があることから、この件につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時14分)

再開します。

(再開時刻10時14分)

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀里敏郎議員

再質問の前に、先ほどお配りしました写真を見ながら、去る10月17日に所管事務調査で、茨城県国営ひたち海浜公園を調査しました。私の茨城県ひたち海浜公園について、所見を述べさせていただきます。皆様のお手元にあります写真です。みはらしの丘、一面に広がる真っ赤に染まるコキアは美しい景色をみると、はるかに超えたコキアの迫力と壮大な絶景に圧倒され、ただ驚愕し立ち尽くしておりました、事実です。公園ではコキアだけでなく、春夏秋冬、月々の花々が咲き誇ることで、年間270万人強の来訪者があるとのことでした。

それでは2点目の質問をさせていただきます。答弁書に、「2回とも台風の時期と重なり全滅した経緯がございます」と、恐らく皆さんのひまわりに対する、アレルギーではないかと思っておりますが、ちょっと考え直してくれませんか。城山中腹の松ですが、あれ5回目に成功しています。当時の宮里徳成経済課長、教育長が一生懸命、私とやり取りをしてやっと5回目に成功しています。そのことについて、皆様はどうお考えでしょうか。台風で2回失敗したということなんですけれども、その辺との関連性をどう考えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

過去2回、ゆり祭り会場でひまわり並びにコスモスを植えたということも、実は宮里徳成元役場の職員で、当時農林にいたときにお話を聞いたんですが、試験的にやってみて2回とも失敗したと。その後また議会でも御説明して、そういった形でできなかったというお話をして、その後は何も植えていないということをお聞きしましたので、その後トライもできなかったのかなというふうに聞いております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀里敏郎議員

確かに言いたいのは、ただ2回失敗したから、そして台風時期に相まったからだめだという諦めみたいな答弁になっていきますので、大変遺憾に思うところなんです。実は、答弁書にもありますけれども、北中城村の話もちゃんと聞きました。ひまわりは、本来ならば7月から9月が最盛期でありまして、実は私も驚きましたけれども、今年の3月11日から3月31日まで、実は沖縄平和祈念公園に開花して、平和の象徴として大変県民に慕われてきている事実があります。そういうことも鑑みると決して、この2回の台風の影響で失敗したから諦めようかということは、私はいかがなものかと思うんですが、諦める理由はつけやすいです。ただし諦めを成功にかえる理由を、私たちはつくらなければいけないのではないのでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

過去のそういったことがありましたということで報告と、自信が持てないということもありますが、実際にあの当時と現時点における夏場のリリーフィールドについては、6月から7月については、やはり土づくり堆肥を入れたりやっけていくわけですね。そして現在はソルゴーも植えたりもしているんです。以前にひまわりを植えたときには幹とか、そういったときの処理とか、やはり土壌改良に非常に問題もあつたらろうということもあつて諦めたんだらうと、私はあくまでも予測的なことですが、現時点においてはやはり、最近の

ゆりについては、テッポウユリについてはなかなか球根がうまく育たない。あるいは球根の仕入れがなかなか難しくなってきた。本来だとやはりテッポウユリのリリーフィールド公園であってほしかったわけなんです。非常に難しくなっているところもあって、やはり土づくりをしっかりとしたいということで、現在においてはこの受託業者が一生懸命やってもらって、現段階においては6月から7月ぐらいにかけては、ほとんどが土づくりをしているということで、「ほかのものはもう植えないでおこう」ということになっているということを私は理解をしていますし、そして9月からすぐさま植え付けが始まると。もう既に芽が出ているはずですが、というふうに思います。そういったことで今回の御質問があった時点で、このリリーフィールドで夏の花を咲かすことについては、いろんな悪条件であったり、あるいは次のゆり祭りのための球根の栽培等に少し、影響があるのではないかとということで、これは今後も考えていくには非常に厳しいかと思っております。先ほど答えましたように、御質問のあるほかの用地を何とかできないかというところがあります。以前には西崎のサトウキビ畑だったところをお借りをしてやったこともあるんです。それについてもなかなか管理を誰がするのかというところもあったりして、非常に管理体制に難しいところがあるというところで、どのようにして今後、御提案のあることについて、夏場をどのようにして、そういった花の島としてやっていくためには、どうあるべきなのかというのを本当に真剣に考えていかないとはいけません。なかなかこの何年間、前に進んでいないのが状況であるということで、以前にも亀里議員から御提案のあった、やはり道路沿いですね、これを何とかできればということがありますが、なかなか夏場の花については非常に難しい部分であるということもある。あるいは近年、非常にマンパワー不足で、やはり道路の一部をほとんど草取りするのに一生懸命で、そういったこともまだ間に合っていないというところで、様々な条件が今重なってしまっている、課題があるというところについて、御理解いただければと思います。

まずは、リリーフィールドについては、もう夏場については難しくないのでと考えていて、それ以外のところでどうあるべきなのかというのを、今後検討させていただければということで、やらないではなくて、何とか別の方法でできることを考えていければと今、考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

先ほど村長のほうから土地の問題とかありました。今は便利な世の中でスマホで全くのずぶの素人でも、ひまわりについて勉強することができるんです。そこで勉強させていただいて、「ひまわりは日当たりがよくて、水はけがよければどんな荒地でも育ちます」ということらしいです。そして、ひまわりは基本的に水をやる必要もない。暑さに強くて多少の乾燥にも耐えられる。そしてひまわりは土の中の養分を吸い上げる力が強い植物で植えた場所が十分に肥えた土地で、特に肥料の施肥の必要もない。肥料をまく必要もない。ということです。メリットが多い。

そして3点目に、一番大事なことですけれども、ひまわりは地力回復、どういうことか。後で農水課長に説明してもらえばいいですけれども、地力回復の効果も兼ね備え、ひまわりを収穫することなく、田畑と一緒に耕すと緑肥となり作物の肥料となることから、後に栽培する作物にとって有効であるということを書いてあるんです。そしてここは少し難しいんですけれども、ひまわりは土壌の菌根菌を増やす深根性のため、保水性と浸透性改善にも効果がある。そして菌根菌ってネットで調べました。調べると何か根に入り込む植物と共生する菌のようです。そういう菌を発生させることで、ひまわりやあとに作物を植えるにも有効だと。調べた情報では、その点いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

地力回復という今、キーワードが出たんですが、今の御説明で、亀里議員のおっしゃる通りでございます。ひまわりとか、ソルゴーとか緑肥作物と呼ばれるものは、様々なものがありますが、それを植えることによって腐植率、腐葉度が高まるというふうに言われております。また、マメ科の緑肥を植えると窒素固定というんですが、この植物がこの土の中の窒素、成分を増加させるような効用もあります。様々なこの土壌改良、土壌にいい働きかけをするという効用が緑肥の作物にはありますので、農業をしながら連作障害、連作による障害を回避するために緑肥を植えるという取組もなされているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

ひまわりが作付けた後は有効だということはお認めなんですよ。そこでもう1点、これは私はよく分からなかったんですけども、芝は成長早いですよね。だから成長が速いことで太陽の光を遮ることから、他の雑草の成長を抑えるという効果もあるようです。このひまわりを植栽することは景観だけじゃなくて、そういう後々の農業にも有効になる。そういう優れた花だと私は認識したんですけども、その辺を重々考えて村長、今後私たちはひまわりについて、もっと真剣に考えてはいかがかと思いますけれども、どんなでしようか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

ただいま亀里議員から様々な御指導をいただきました。そういう堆肥化といいますか、土壌改良に非常に効果的であるということであれば、やはり以前に役場の古堅和昌さんがいた頃に、西崎に大きな桑畑を借りてやったことがあります。そういった形で農家の皆さんと調整をしながらスポット的にこういったことができれば一番いいのかというふうに思っていますので、そういったことも含めてぜひ、御指導いただきましたので、先ほど農林水産課長からも言っていたように、それらを農家の皆さんが土壌改良のために好む農家がいるということであれば、そういったことも可能なのかなと思います。いずれにしてもああいふスポット的に空いている畑であったり、貸している畑であったりという、もし見つかるのであればそういったこともしっかりと今後、前向きにやっていけるように努力してみたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

もう一つ、総務委員長も話をしていますので、これは切り花としてもすごい有効だと、ひまわりの開花してからのメリットというのは、切り花に適している。といいますのは、普通だったら1週間、少し手入れをすれば2週間は持つようです。お土産とか、贈り物に最適な花との情報ですが。その辺のところ、課長どんなでしようか、事実かどうか分かりませんが、私も2週間も切り花で持つのであれば、これはすごいお土産になるけどと思ったんですけども、いかがでしようか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

ひまわりが切り花としての商品価値も優れているということは、ちょっと勉強不足で存じていないんですが、そういう可能性もあるんだろうと感じております。一方で、農林水産課の立場としましては、農業振興



する上で、農家がソルゴーだったり、マリーゴールドだったり、線虫対策で植えたり、緑肥作物を植えておりますが、農家の考えの重要な部分というのは、やはりいかにこの主となる生産物が効率的に年間を通して栽培ができて、効率よく畑の管理ができるかという視点があると思いますし、やはり様々な農作物があると思いますが、単位当たりの収量を考えて経済性を考えて、それぞれの農家が栽培していると思います。その上でやはりひまわりというのは背丈もありますし、すき込みのしにくさなどからも背丈の低い、緑肥マリーゴールドなどが植えられているのかと感じております。そういうひまわりの切り花としての市場性というのは、また勉強してそういうこともあるということ、今後緑肥を植えていく農家の皆様には、そういう商品価値もあるということは説明しながら、協議をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

今の御答弁、そして私が言いたいのは、専業農家としてひまわりを栽培するのではなくて、伊江村の行政として観光資源として、ひまわりの栽培を望んでいるんです、私の本音はですね。

最後になりますけれども、ひまわりに対するちょっとキザが分かりませんが、思いを私に述べて私の質問を終わります。ひまわり、これも調べました。花言葉で「情熱」「あこがれ」「あなただけを見つめる」など、ポジティブな花言葉が多い上に、日持ちもよいことからプロポーズの際に贈るにぴったりの花とされているようでございます。「夕日とロマンのフラワーアイランド」を標榜している本村としては、ひまわりで島を彩ることは、訪れる若者などにロマンを与え、島の観光資源に効果は大と私は確信をしております。そこで、夏の太陽に向かって咲き誇っているひまわり畑を散策している人、人の波を私は思い浮かべながら、いずれの日か伊江島にそういうひまわり畑ができますことを思い浮かべながら、質問を終わります。ぜひ皆さん真剣に御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。以上で私の質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで9番 亀里敏郎議員の一般質問を終わります。

次に、3番 宮城弘和議員の登壇を許します。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

それでは通告に基づき1件の一般質問を行います。

山羊の継続的な生産振興に向けて簡易屠畜場の整備はできないか。沖縄の伝統的な食文化である山羊肉の需要が近年、右肩上がり伸びてきておりますが、山羊の生産農家の高齢化やなり手不足で供給が追いつかない現状にあるとのことであります。

沖縄県が中心となり県産山羊肉の品種改良や供給増加に取り組んでおります。本村においても、育種改良、生産基盤の強化に向けて山羊生産組合が設立され、新たな畜産業として期待するものであります。

山羊は親類縁者の祝い事、激励会、棟上げ・新築完成祝いなどで振る舞われるほか、地域行事や同級生、職場仲間が大勢集まって食べる風習があり、生活の中で山羊は身近な存在であります。ヒージャグスイ（ヤギ糞）として珍重されてきた栄養価の高い食べ物でもあります。

本村の山羊農家は、数頭をセリに出荷し、ほとんどが食用として飼育しているものと推測されます。山羊を屠殺できる屠畜場がないことから、山羊を名護市食肉センターまで運搬し、検査終了後、翌日またそれを受取りに往復しなければならない状況にあります。さらに、屠畜場使用料、屠殺解体料、検査手数料等の屠畜に係る料金に加え、航送料等の経費もかかることになり、時間的、経済的、労力的損失は大きな負担となっております。

山羊の生産体制の確立及び山羊を取扱う関係者の経済的、時間的な負担の軽減、地産地消を推進するため

にも、簡易屠畜場の整備に向けて取組むことはできないか。村長の見解を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

宮城弘和議員の「山羊の継続的な生産振興に向けて簡易屠畜場の整備はできないか」にお答えをさせていただきます。

本県で山羊は古くから貴重なタンパク源として「ハレの日」に食される身近な家畜であり、伊江村の統計では昭和53年度の飼養戸数81戸、飼養頭数322頭を皮切りに、令和5年度においては飼養戸数23戸、飼養頭数177頭となっております。

御質問の「簡易屠畜場の整備」については、法令等により新たな「屠畜場」の整備につきましては「沖縄県食肉流通合理化計画書（計画期間が令和3年から令和12年度）までの計画でございますが、それらの計画書への位置づけを行い、知事の設置許可が必要となります。

また、「屠殺」及び「解体」を行う場合には、「屠畜場」において、沖縄県食肉衛生検査所の公務員獣医師による全ての獣畜の生体検査から終末検査までの立合い検査が必要となることから、県獣医師の派遣について調整が必要となっております。

現在、県内の既存の「屠畜場」においては、「屠殺」及び「解体」を行う技術職員が不足している問題や、全国的に大動物獣医師の不足が発生していること等、新たな「屠畜場」の設置には多くの課題もあり、本村での「簡易屠畜場」の整備は厳しいものと認識しております。

村としまして当面は、昨年10月に設立された「ぐすく山羊生産組合」と連携して、飼養管理技術の向上や、飼養頭数の増頭に向けた支援を行い、安定した山羊の生産基盤の構築に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

村長の答弁で整備については厳しいという認識であるというようなことでしたが、答弁書のほうで、沖縄県食肉流通合理化計画書の計画期間が令和3年から令和12年度ということですが、その計画書に位置づけないと、設置ができないというようなことで理解しておりますけれども、その計画書の中に新規事業として計画変更で取組むということは可能なのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

答弁に記載しましたこの計画書でございますが、技術的にはこの計画書の計画変更は可能なものと認識をしております。ただ、正式に文書で回答はもらっていないんですが、県のほうと電話でやりとりをしたところ、口頭のベースではございますが、今県内の食肉センターの稼働率のガイドラインというのが80%というところで、60数%の稼働率になっていると。まずはその稼働率を既存の屠畜場で上げることが先であろうと。今、この稼働率が低い状況において、新たな屠畜場の設置は、難しいのではないかとというようなやり取りがございました。計画書を変更するという事は、技術的には可能だと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

この計画書については、計画変更も可能だとお答えでしたけれども、答弁で示されております屠畜検査員

については、医師免許の資格の県職員で対応するという事は承知をしてございます。この屠殺検査員につきましては、屠殺解体時、その都度北部食肉衛生検査所から検査員を派遣するという事も可能かと思っております。それは難しいハードルの高い派遣事業ではないかと認識しております。それと屠畜場に配置義務があります衛生管理責任者についても、与那国町では、県に講習会を依頼しまして、役場職員3人、農家2人が資格を取得しているというようなことでございます。

答弁書にございます「屠畜」「解体」を行う技術職員が減っているというようなことでございますが、与那国町では衛生管理責任者立ち合いの下、農家が屠殺、解体作業を行ってまゝです。課題と答弁でありました件につきましては鋭意、取り組んでいただければクリアできるものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今、3点あったと存じておりますが、まず屠畜の解体は与那国町では畜主がやっているというのを、私も伺っております。屠畜場を開設するにあたり、衛生管理責任者の設置が必要ですが、こちらについては獣医であること。もしくは農業大学獣医学科を卒業であるもの。もしくは屠畜場での経験が3年以上である者が、3日程度の検査を受けて取れるものとなっておりますので、衛生管理責任者の免許の取得は可能ではないかと思っております。

一番ネックなのは、屠畜検査員になっていると存じております。北部のほうから、伊江村の場合はその都度、解体のスケジュールを1週間以上前に届けて検査を申請することになっておりますので、獣医師を派遣する必要があると考えております。南城市の沖縄県食肉センター、あちらのほうの経営の状況も伺いますと、やはり検査員が頻繁に派遣ができないので、検査員の勤務状況、スケジュールに合わせて屠畜頭数を調整しているということもありましたので、最大のネックは県公務員獣医の派遣が今の状況でできるのかというのが、最大の課題だと感じております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

北部食肉衛生検査所にそういう検査員もいらっしゃるので、名護市の食肉センターと掛け持ちになるかと思いますが、伊江村に派遣するという事も難しい話ではないのではないかと存じております。

それと、国内の山羊肉の需要について、少しばかり申し述べたいと思います。令和4年度の国内の山羊肉消費量が290トン、輸入量が244トン、国内生産が46トンで、国内生産割合が16%となっております。輸入量は近年、増加傾向を推移しているということでございます。これまで国内で山羊の需要はほぼ沖縄県だけだったのが、ここ数年で沖縄県以外の県外での輸入が増加し、かつて山羊といえば沖縄県が100%のシェアを誇っていたが、県外の輸入量が沖縄の3倍近くに上っているということで、全国で山羊の需要が大きくなっているというデータかと思っております。

それと令和5年度の全国の飼養頭数のうち、約30%が沖縄県で飼育されており、次に北海道、長野県、愛知県の順で多く飼育されております。日本を除くと世界では山羊肉をよく食され、山羊を食べる文化を持つ留学生や訪問外国人の増加を背景に、全国に需要がまだまだ伸びると推測されております。逆に言えば、高品質なブランドとして県産、伊江島産の山羊肉を沖縄県以外に広がることも十分、期待できる状況ではないかと思っております。

産業まつりの資料によりますと、山羊の令和5年度飼育頭数が23件で177頭、セリ出荷が28頭ということでございまして、出荷については相対取引での販売もあったかと思っておりますが、食用として飼育されているも

の多いものと想定されます。名護市の食肉センターの屠殺解体料が枝肉で41キロ未満の山羊で1万4,254円、10キロ増量するごとに料金が加算される仕組みとなっており、一番多く出荷されております61キロから71キロですと、1万6,894円となります。牛1頭の枝肉で1万9,432円の料金となっています。山羊と牛1頭の屠殺解体料金が2,538円の差額なんです。山羊の重量からすると割高感があるということから、地域行事や棟上式、それと新築祝い、お祝い事の際には村外業者から山羊肉を購入するということが、伊江村で多くなっているという状況でございます。

村内で飼育された山羊の村内消費が減少している状況にあります。地産地消の観点、山羊農家の活性化に貢献することからも、伊江島産の山羊肉の消費拡大が重要であるかと思っております。そこで山羊を畜産業として確立するためにも、やはり地域の食文化に関係の深い屠畜場の設置は必要かと思っておりますけれども、再度お聞きしますけれども、今後、屠畜場の整備について調査、研究なされる考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

議員お説のとおり、直近において山羊は去るコロナ禍において、飼養戸数、畜主が14%程度辞めてしまっていて、その後コロナが明けて需要が回復したということによって、今例えば今年の初競りでは31万程度の初競りの値がついたり、県内の平均価格も1頭当たり6万9,000円ぐらいということで、需要の高まりとともにこの1頭当たりの単価も高くなっております。また、北海道のジンギスカンのように、沖縄県と言えば山羊という商品価値をまだまだ高めていく可能性はあると思えますし、またジャングリアが今後8月頃を予定していると思えますが、ここに数百万人の観光客が来るということを考えても、この沖縄県独特の食文化の山羊の潜在価値というのは大きなものがあると認識しております。

一方で、議員の御質問にあるように、時間をかけて屠畜場がないために毎回、数万円、約1万5,000円を払って屠畜をして行って戻ってくるという農家の皆様の負担は十分認識しているところであります。ただ今回いろいろ県内屠畜場の経営状況を調べさせていただいたんですが、令和6年度3月に行われた県の経済労働委員会記録というのがホームページで見れるんですが、その屠畜場の経営状況の支援を県のほうと調整しているんですが、県内の大きな屠畜場名護食肉センター、そして南城市の沖縄県食肉センター、そして宮古の食肉センター、そして石垣の食肉センター、この屠殺が多い食肉センターは今、全て赤字で経営していて、経営赤字になる前は豚の屠畜料で経営を維持していたと。しかし、豚の飼養頭数が減ってきたがために、今ほかの屠畜はやればやるほど、ほかの獣畜は赤字になるということが読み取れます。先ほど牛と豚と数千円の屠畜の差とありましたが、これも委員会の中で述べられていて、牛1頭屠畜すると4万円の赤字が出るということで、約2万円から6万円に牛の屠畜料を上げる必要があるというふうなやり取りもされているのを拝見しました。やはり屠畜場を安定的に運営するためには、豚を屠畜して維持管理費に充てなければいけないという構造的な経営の課題があるものと認識しております。

以上のことから、山羊の屠畜だけを簡易屠畜として経営した場合に、屠畜場として経営できるのかという懸念、そして与那国の経営状況も見させていただきましたが、やはり飼養頭数調査では、毎年100頭以上の山羊が与那国でも飼養されておりますが、やはり令和2年から令和6年まで山羊が屠畜されていないというこの飼養状況もありますので、屠畜場が目前にあってもやはり屠畜場が管理されていないというものも含めると、非常にハードルが厳しいものかと感じております。ただ山羊の振興は進めていかなければならないと感じておりますので、今生産組合のほうとお話を丁寧にさせていただきながら、やはり畜産との違いは競りが、伊江島で開催されないという課題があります。競りには、屠畜と同じように軽トラックに乗せて毎回、

年10回今帰仁と南部と交代ずつ競りが開催されますが、そこに持っていくということで、ここを支援してほしいということを伺っておりますので、これは畜産との違いが明確にあると思いますので、そこら辺の競りに出すときの運送用のトラックなどを今、支援できないかということで内部のほうでは検討させていただいております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

分かりました。山羊組合のトラックの購入について検討されているということですので、ぜひこれが実現できるように村としても取り組んでいただきたいと思います。先ほどの答弁で簡易屠畜場の採算の課題について懸念があるというようなことでございますけれども、屠畜場の施設使用及び各種手数料の受益者負担は当然のことであるかと思えます。本来、公共施設は住民の福祉の増進、産業振興等に資するために整備された施設でありますので、収益性より公共性を優先すべきものだと私は認識しております。コストを意識することは重要であり、当然のことです。公共施設のトータルコストは、施設管理費、運営管理費になるわけですが、先日、所管事務調査で訪問した与那国町の食肉処理センターの場合では、維持管理費については老朽化等による修繕費を除けば、光熱水費、ボイラー、浄化槽保守点検費等は年間約80万円から90万円程度ということでありました。日程がタイトで時間的な制約もあり、残念ながら施設の見学はかないませんでしたが、与那国町は一般屠畜場で簡易屠畜場より規模は大きくなっているかと思えますが、簡易屠畜場の維持管理費についても、同等程度年間80万円から90万円の維持管理費になるものだと思っております。懸念されている維持管理費については、山羊の生産振興や6次産業化への事業展開が図られる施設として、過度な財政負担とはならないものだと考えております。管理運営経費については、許容範囲の支出負担だと認識しております。懸念材料もございまして、そういうことを一つ一つクリアしていただいて、将来的に簡易屠畜場の整備について、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、村長にお聞きしたいと思います。山羊による地域おこしが各地で始まっております。石垣市、南城市等では山羊肉をふるさと納税の返礼品として取り扱っている自治体もあります。またネット通販で山羊汁、山羊の刺身、ブロック肉等を商品販売し、事業展開している事業者も存在します。本村においても山羊肉を地域資源として活用し新たな付加価値を付けて生産者の経営安定と地産地消を推進し、農業所得の向上のために6次産業に向けて取り組む必要があるかと思っております。

平成26年9月定例会において内間広樹議員が屠畜場施設整備について一般質問を行っております。村当局は、その必要性、管理運営方法など先進事例を調査研究し、環境衛生面、6次産業化の推進に資するよう取り組んでまいりますと回答をされております。行政は継続性が重要でございます。名城村長も当時は、副村長の立場でありましたが、それから10年経過してございますが、その調査研究なされたと思えますが、現在、屠畜場の整備について、再度どのような見識をお持ちなのか、お伺いしまして私の一般質問とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほどありました平成29年の3月定例会におきまして、現副議長、内間広樹議員からの屠畜場の整備の件について御質問がありました。そのとき、先ほどからありますように視察などをして検討させていただきたいという御答弁をしていますが、その前に、先ほどから農林水産課長からありましたように、様々な情報を視察前にやってくると、なかなかこれは厳しいという判断があったということもあって、視察もそのときは

実施しておりません。またこの伊江村における農家の皆さんとのいろんな話し合いも、そのときはやっていないだろうと、私はそれに直接関わっていなかったものですから、はっきり言えないところがあるんですが、実際に調査研究というのは、その時点で実は様々な情報を得た時点で止まっていたのは、これは申し訳ないと思っていますが、調査研究は深くはやっていないのは事実でございます。先ほどから御質疑がありましたように、行政は継続的でないといけないということは重々、御承知をしながら何とかこの山羊生産組合ができた総会にも私は参加しました。そのときにもそういったお話もありましたけれども、なかなか特に与那国も御覧いただいたと、中は見ていないという報告ございましたが、11年間も使用されていないと、屠畜場が。山羊の屠畜がされていないということもあって、これはいかななものかという疑問ばかりを持っているのが、実は今事実、本音でございまして、今後やはりそういった飼育頭数が多くなっていく。あるいは先ほど農林水産課長が言った北海道ではジンギスカン、あるいは南ではこの山羊料理といった食文化というのが全国的に広まる、潜在的な価値を持っているということについて、今宮城弘和議員からも御指摘がありました。そういった面についてはゆっくりと、まずは生産組合の皆さんの会員数を増やしていきながら、そして今現に農家の皆さん、畜主の皆さんが必要などころから支援をしていきながら、ゆっくりとこの件についてはクリアすべき課題がたくさんありますので、まずは人ですよね。まさにこの御存じのように獣医師が不足をしていて、伊江村の獣医師も沖縄本島へ行ったり来たりもしているような状況なんです。そういった中で、本当に検査体制ができるのかどうかということも含めて、ゆっくりと考えていけない部分がありますから、まずは今後そういったことで屠畜場の整備につきましては、沖縄県の御指導もいただきながら、しっかりと考えていきながら諦めたということではなく、現時点では厳しいですという話でございまして、今後山羊の生産、飼育頭数を増やしていきながら、そういった畜主の皆さんのためにも、農家の皆さんのためにも、どういったことでできるのか。どう今後また引き続き継続的に調査研究をさせていただければということで、答弁不足だと思いますが、御理解いただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで3番 宮城弘和議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

次に、8番 島袋義範議員の登壇を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

通告に基づきまして、一般質問1件お願いしたいと思います。

1. 水道料金の値上げ分を村費で助成することはできないかについて、一般質問を行います。

去った9月定例会において、県企業局から購入する源水の値上げに伴い、本村の水道料金を引き上げる条例改正議案が提出されましたが、地方公営企業法第3条によって、独立採算性を原則とする公営企業会計としては、当然のこととして協議の結果、全議員が苦渋の選択をしました。それで条例改正案は可決されました。しかしながら、物価高騰が長らく続いて村民生活が困窮している現状を目の当たりにし、独立採算性を原則とするとはいえ、改正案に賛成してよかったものかと心を痛めております。

そこで、今回の値上げ額を一般会計から助成し村民負担を軽減すべきだと思いますが、村長の御英断を求めます。また下記の点についてもお伺いいたします。

1番目、令和6年度分、令和7年度分の年度別値上がり額と村民1世帯当たりの年間値上がり額は幾らになるのか。2点目、県内離島町村の水道の広域化が進められておりますが、そのメリット、デメリットはどうですか。また本村の加入の見通しはどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時23分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。島袋義範議員の質問に対して答弁を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは午前中の質問の島袋義範議員の「水道料金の値上げ分を村費で助成することはできないかについて」にお答えをさせていただきます。

昨年度の県議会11月定例会におきまして、水道料金値上げの条例改正案が可決されました。それを受けて、本村では企業局の水道料金値上げ分を上乗せする条例改正案を村の9月定例会に提出をし可決をいただきました。議員お説のとおり、村民生活に関わる物価高騰が長期にわたっており非常に厳しい状況の中での水道料金の値上げとなりましたが、水道用水の安定供給を継続するためには必要な条例改正だったと考えております。

それでは1つ目の「令和6年度分、令和7年度分の年度別値上がり額と村民の1世帯当たりの年間値上がり額は幾らになるのか」についてお答えをさせていただきます。

一般家庭用の値上げ前の水道料金が1立方メートル当たり238円、10月から20円の値上がりで立方当たり258円となり、これは税込みの金額です。258円。令和7年度4月からさらに6円値上がりし264円となります。村民1世帯当たりの年間値上がり額については、1戸当たり3人の平均でもって計算しますと、年間の値上がり額については、令和6年度は月でいいますと500円の値上がり、令和6年度半年ですから、令和6年度は3,000円の値上がりとなります。令和7年度は月で650円の値上がり、年間では7,800円となります。

2つ目の「県内離島町村の水道の広域化が進められていますが、そのメリット、デメリットはどうか。また本村の加入の見通しは」についてお答えをいたします。

沖縄県では「沖縄水道ビジョン」の基本理念に基づき、水道広域化に取り組んでおります。現在、広域化のステップ1として本島周辺離島8村を対象に、企業局による供給範囲を拡大する取組を行っており、令和7年度までに完了する見込みでございます。その後ステップ2とステップ3では、本島北部や先島などの取組を行い、ステップ4では「沖縄県一水道」とする計画となっております。本村においては海底送水管で用水を受水していることから、既に施設整備については、広域化済みと位置づけられております。

「メリット、デメリット」については、デメリットは特にないものだと考えておりますが、本村のメリットとして、施設整備や維持管理を広域化することにより、技術者不足などの問題も解消されるとともに、水道料金については県内で統一単価となり、現状より安価に設定されるものだと考えているところであります。

「本村の加入の見通し」についてはの御質問ですが、水道事業の広域化は現在、県内の全水道事業体で構成する「沖縄県水道事業広域化連携検討会」で議論を行っており、各市町村の課題等を整理し、県内の全水道事業体を統合する方向で進められております。

最後に議員お説の「値上げ額を一般会計から助成し村民負担を軽減すべき」にお答えをいたします。

国におきましては、御存じのように今国会におきまして、「経済対策の裏付けとなる補正予算案」の審議が始まっております。物価高騰対策などの経済対策や国民生活を重視した施策が盛り込まれるものと期待しております。それらを踏まえてどのような助成方法があるのかを今後検討してまいりたいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今の答弁の内容で、2点ほどお伺いします。

1番目の値上げ分についてですけれども、令和6年度の村全体での、令和6年度は途中からでしたけれども、村全体での値上げ額は幾らになっているか。それと来る令和7年度、1か年間での村全体での額はどれぐらいになっているか。

それと水道広域化の話が出ておりまして、離島の広域化は来年度で終わるということで、今回は全体の全市町村の統一化が図られるという答弁でございましたけれども、その時期というのか、その見通しというのはいつ頃になるのか。お分かりでしたらお答え願います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

令和6年度と令和7年度の村全体の収益の比較ということで、令和5年度の家庭用の総給水収益額でそれぞれの年度で比較すると、令和6年度は422万3,440円、令和7年度は1,129万4,894円となっております。

広域化の全島統合する予定の時期ということなんですけれども、水道ビジョンというか、広域化連携検討会のほうでは、将来を見据えたということで50年先を考えた計画というような説明がございまして、各市町村で今いろんな課題を検討しているところですが、かなり課題等がありまして、すぐにはできないということとでそういったことの説明だと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

私の手元に資料があります。これタッチゅん商品券です、これまでに村が交付したものですけれども、これは新型コロナ対応地方創生臨時交付金が主でございまして、令和2年6月から始まりまして、タッチゅん商品券1人当たり5,000円、これがこれまでに令和5年12月までに7回実施されているという資料がございまして。そしてこの12月、今月また5,000円を1人頭出すということでございまして。今回の12月については単費で一応は出すということ。村長の英断があったと、これは評価しております。そこで今回の水道料金値上げ分についても、タッチゅん商品券という形で村民に交付できないのかどうかということは今、聞いているわけですが、今はいろんな品物が値上がりしております。私個人的話ですが、家内が体調を崩したもので、自分で買い物に行く場合があるんですけれども、先々月まで米の5キロ、3,000円ちょっとで買えたのが、一昨日買いに行ったら4,000円も余るんです、4,200円もして私も驚いたし、うちの家内もそんなにするのと、急に変わったということで驚いているわけですが、米もキロ600円が800円過ぎたということですか。そういうことで、今はいろんな品物が上がってきまして、この新聞報道によりますと、この12月でも109品目の食料品の値上げが実施されたという新聞報道がありまして、国においてはこれらの物価高に対して、これまでに何度か先ほどのタッチゅん商品券の件ですけれども、寄附金も支出されてまいりました。さらには電気、ガス、ガソリンの値上げに対してもこの高騰を避けるために、国のほうが交付金として出して、値上りを抑えている。そういう状況があるわけです。これが1、2年でも続けばいいなと私は期待しているところですが、そういう状況で今、村民生活が苦しくなっているということ。そういうことを鑑みた場合に、先の水道料金の値上がりについても、じくじたる思いをしているわけですが、これは水道会計は水道会計だと思いますけれども、村長、一般会計からの先ほどの私が言っている値上がり分について、プラスアルファ高騰分についても、高騰分とは書いていないけれども、それも含めた支援ができないかということで、私はこの答弁は村当局が書くのかと思っていたんです。公営企業課はもらう方だから「もらったほうがいい」と書きたかったはずですが、玉城課長はですね。そういうことで、村長の太っ腹肝一文で決まるような問題だと、今度の一般質問だと思っておりますので、村長の考え方を再度お聞



きしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

ただいま2点の御質問だというふうに御理解をしてお答えさせていただきます。

まずタッチゅん商品券については、これまで7回、そして去った11月の臨時会でもって、村民1人当たりの5,000円についてのタッチゅん商品券を議決いただきまして、ありがとうございます。これについても今まさに物価高騰で疲弊する村民の手助けになればということと。11月22日には、国の内閣府地方創生推進室から各県に今回、低所得者向けの寄附金、そして物価高騰に伴う支援なども含めて今、国会にそれらを提出していくという通知がございました。それも見据えながらなんですけど、令和6年中に予算計上したものについては、重点支援交付金、国の支援金の該当になるということも情報を得ていますので、去った11月に議決いただきました予算につきましては、重点交付金の対象になるのかと考えているところであります。

今回、令和6年度は先ほど公営企業課長からありましたように、今回値上げした分の収入増額というのは400万円ちょっとです。それらそうすると4,200人で割ると1人1,000円ぐらいにしかならないということになるわけですが、これらについては先ほどから物価高騰の話をしめますから、各食品であったり、様々な値上げがあって、それらを含めてタッチゅん商品券を交付しようということと、まずは年末に本当に有効に活用いただきたい。そしてそれをタッチゅん商品券に替えることによって、村内の消費喚起にもつながるという二重の効果を得たいということもあって、今回皆さんにお願いをして議決していただいたわけなんです。先ほどから御質問のある2回目については、今国会の状況を見ながら実際に今、この重点交付金でもって継続的にやはり畜産農家の皆さんの配合飼料の高騰分あたりも、できたら継続してやっていきたい。それから今まさに水産業については、ソデイカ漁が始まっていて、非常に氷代がかかる、氷代がかかるというのは、氷代としてではなくて、それをつくるための製氷施設でもってものすごい電気料がかかっているということで、製氷の赤字部分についても何とかこういったことで支援ができないのかというふうに考えているところであります。船の燃料費については、毎年させていただいておりますので、そういったことを含めて計測的な分もやっていきたいということを考えていて、まずは今国会で、後で副村長にお答えさせますが、どれだけの重点交付金の交付額があるのかということも見据えながらやっていかないといけないと思っているところであります。次のことについても、後ほどまた副村長からお答えさせますが、まずはぜひ分かっているらっしゃると思いますが、公営企業法でもって実は、一般会計から例えば、今回値上げしないと企業局の受水費が上がったために、その分を値上げしたわけです。これが値上げしなければ今回、この令和6年度途中から、うちの水道会計が赤字になるわけです。その赤字の部分を一財源で繰入れすることができるかということ、公営企業法でこれはできないですよ。分かると思いますが、ですからどのような形でやるかということ、先ほどから御提言のあるタッチゅん商品券だったり、そういったものでしかできないということで、公営企業法でもってできないということは、御存じだと思いますから、補助もどういった形かと、補助というよりは繰入れになるんです。一般会計は繰出しになるわけですから、公営企業法でもってそれらのことが今、原則としてできませんということになっていますから、何かの形でこういったタッチゅん商品券だったり、つまり村民には値上げになった部分は支払っていただく。その代わり別の形で、物価高騰分をタッチゅん商品券だったり、そういったもので補っていただくということにしか、今の段階では考えきれないということとあります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

ほぼもう村長がおっしゃったとおりなので、私から補足することもないんですが、いずれにしても、これまで様々な補正予算を国のほうでなさってしまっていて、給付金が様々、各家庭のほうに例えば非課税世帯への給付金でありますとか、新たな住民税非課税世帯、調整給付、子供加算とか、様々なものが低所得者あるいは子育ての世帯に給付されていることもございますし、今後またこれ新聞報道でしか私も把握しておりませんが、住民税が課税されない低所得者世帯へ3万円の給付金とか、そういったピンポイントでの給付も今、想定されているようなんですが、9日から始まったこの審議の中でも修正案がある党から出されたり、少数与党のためにこの辺がすぐに早急に決めることができない部分もあるかと思えます。いずれにしても、国のこの補正予算を概要を見定めながら、こういった手法があるのか。村民生活にこういった支援策があるのかということ、しっかりと行政当局の中で審議をしながら喫緊の議会を招集し、こういった対策を事務事業をどのように打ち出していくか。議員の皆様にも審議いただく機会があるかと思えますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほどの説明で、水道会計は繰入れできないという話を申し上げました。原則的にできないというお話をしましたが、実はこの重点交付金については地方創生推進室からの通知があって、例えば値上がり分を補填することについては、重点交付金を活用した分については繰入れができるということになっていますので、そこはまた勘違いのないように普段の例えば、水道会計が赤字になったと、それをすぐに一般会計で繰入れすることについては、原則としてはできませんということの意味でしたので、重点交付金を活用したものについては、減免措置について減少する分については、水道会計へ繰入れをすることはできるということで通知はありますので、それについては御理解いただきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

最初の私の一般質問の中でも申し上げました。地方公営企業法第3条によって、17条の2かな、そういうものによって公営企業会計には一般会計の一般財源からは繰入れできないということは承知しております。だから繰入れするということができなければということで今、タッチゅん商品券の話を引き出してきたわけです。そういうことも御理解いただきたいと思えますけれども、ですから直接、国の電気、ガス、ガソリンなどにも、あれは直接事業所にされて、直接には国民には入っていないけれども、値上がりは抑えられているという状況があるわけです。それと同様で私ども村民に対しても幾らかの、今回12月にもタッチゅん商品券は出ますけれども、この値上がり分の1年分です1,129万4,000円、令和7年度は上がるわけですから、その分を1世帯当たり7,000円ということで先ほど出ていますので、7,000円では少ないからプラスアルファして、1人当たり5,000円か1万円か分からないけれども、これは村長の判断になると思えますけれども、支出することはできないかと、先ほどから言っているわけですので、その辺を御理解いただき、ぜひ新年度で予算措置が、これから予算編成が始まると思えますので、何とか検討できないかということで今、申し上げているわけです、村長どんなですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

村民の本当に疲弊する状況の中で、村としてどうあるべきなのかという強い要望されている気がして、非常に苦しい立場なんです。まずは財政的な件も含めて、検討せざるを得ないということについては御承知だと思いますが、まずは今国会である物価高騰の対策に関する様々な重点支援金について、今後もそれらを見据えながらしっかりと注視しながら、その物価高騰については早急に対応できるような体制をどうあるべきなのかというのを、財源的な面も含めながら検討していきたいと思っておりますが、先ほどからありますように全て、丸々全額というわけにはいかないかもしれませんので、その件については御了承いただきながら、実はタッチゅん商品券をやるために、これまで1億9,000万円あたりをタッチゅん商品券の総額として、村民にこれを物価高騰分とあるいはこれの対策分ということで、これまでやってきましたが、その約10%ぐらい村費なんです。約1,700万円ぐらいは村費になっていますので、そういったことでどうしてもやはり1人当たりの計算をしていく中では、どうしても村費も入れながらやっていかないとけないということもありますし、いずれにしましても、今後の国の重点支援金あたりを注視しながら、しっかりと物価高騰対策が取り組めるように努力をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

1人当たり5,000円のタッチゅん商品券を出すということになると、大体私の計算では4,000人として2,000万円ぐらいの金が必要になるという計算になってきておまして、先ほど村長おっしゃったように、これまでこの12月を含めると8回、令和4年の8月には、1人当たり1万円出ているんです。その他は5,000円ずつ出しています。ぜひですね、努力していただいて実現できたいと希望もします。

それで村当局側としては、例えば自分たちで最初から計画して支出することについては、自分たちの言い方は悪いけど手柄といいますか。そういうふうに分たちの器量でやったということになるかもしれないけれども、議会側から提案されたことに対して、「すぐ実施しますよ」という答弁は、村長の答弁というのは、これまでも「検討します」であって、「実施します」ということはなかったと思っておりますけれども、しかしながら今現在の物価高騰も村民が苦しい立場にあるということを考えれば、今さっき言ったような当局から出た、議会から出たというメンツというのをこだわるような場合ではないと私は考えております。ぜひですね、先ほどから申し上げておましており、新年度予算編成に当たっては、水道会計の値上がり分プラス高騰分をタッチゅん商品券という発行で予算計上していただくことを強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思っております。これも村長の英断だと私は思いますので、よろしく考えていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

次に、6番 並里晴男議員の登壇を許します。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

通告に基づきまして1件の一般質問を行います。

1. ホテル・宿泊施設の誘致に向けた取組みを伺う。

沖縄観光コンベンションビューローは10月30日に、2024年1月から12月の入城観光客数が前年比17.8%増の970万3,000人となる見通しを発表しました。沖縄経済の振興に大きく寄与する観光産業は、次年度以降も

引き続き好調に推移する事が予想されます。

さらに北部では、既存の観光地と共に次年度開業予定の「JUNGLIA（ジャングリア）」が、北部観光産業の活性化を牽引し、北部経済の振興に大きく寄与することが期待されます。そこで、北部に訪れる観光客を本村へ誘引する観光政策を推進することは、村の経済振興に大きく寄与することと考えます。離島である本村は、自然豊かな魅力ある島と評価される一方で、交通ネットワークをはじめ観光産業の課題も数多くあります。その中でも、イベント開催時の宿泊、合宿やリゾート観光客に対応できる宿泊施設が少ないとの声が多く寄せられている現状から、ホテル・宿泊施設の誘致は、喫緊の課題として取組む必要があると考えます。

村長は、令和5年3月定例会で「今トップセールスをしながら、ホテル誘致に向けて動き出していることや、何か所かの会社にまずは計画書を挙げていただきたい旨の要望をした」と答弁されています。

ホテル・宿泊施設の誘致には、会社側の経営方針や採算計画・雇用体制などの課題と、村側では立地に伴い自然環境や農地への影響も懸念されることなどから、難しい政策と承知していますが、双方がその課題解決に向けて共通の認識を持って取り組む必要があると考えます。つきましては、これまで交渉されてきた会社との経緯及び進展を合わせ、今後のホテル・宿泊施設の誘致に向けた取組を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは並里晴男議員の「ホテル・宿泊施設の誘致に向けた取り組みを伺う」にお答えいたします。

本村におきましては、イベント開催時の宿泊・合宿や平時の観光客に対応できる宿泊施設が限られている現状にあり、ホテルや宿泊施設の誘致は、地域振興の発展に向けて重要な要素であると認識しております。

そこで令和5年3月定例会で答弁させていただいたことを踏まえまして、ホテル建設に興味を示した県内外の3社に計画書を挙げていただきたいと要望いたしているところであります。その中で1社から令和5年4月に建設の意向をいただいておりますが、事業内容の見直しや関係機関との協議で、現在中断している状態でございます。

また、その他の会社につきましても、新型コロナウイルスによる影響は長引いており、需要調査や村内数か所にわたる候補地の選定等の事業見直しを迫られている状況ではありますが、引き続きこれまで交渉してきた会社と今後も協議を重ねてまいりたいと考えているところであります。

北部に訪れる観光客を本村へ誘客するは、本村の観光振興のみならず村の経済振興に大きく寄与することと認識しております。またリゾートホテル等の誘致に関しては、観光の振興とともに地域の発展を目指して積極的に取り組んでいく所存です。しかし、大規模な開発行為にあたるため自然環境への影響等の懸念もありますので、慎重に判断してまいりたいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

答弁におかれまして、ホテルや宿泊施設の誘致は地域の発展に向けて重要な要素であると認識しているということでありまして、ホテル、観光客が宿泊していただくことによって、本村の農業生産あるいは漁業生産、村の地産地消とともに、お土産品のような産業、そして雇用体系そういった事々は、非常に村の振興に大きく寄与することは同じ共通の認識だということを感じています。

そこで本村の宿泊施設の現状を少し商工観光関係課から聞き取りをしましたところ、本村の宿泊施設は15施設、そして集客人数が473人というようなデータをいただきました。これは過去に遡って増えているかと

いうと、多分増えていないかと思います。そんなに大きな宿泊施設ができたわけではないので、全然増えていないと思っています。そういったことの中で、私としてはこの観光産業につきまして、今後もそういった宿泊ができるような施設が重要だということで、今回一般質問しています。

ちなみに沖縄県内の過去、直近2022年から2026年までの開業予定をインターネットで調べてみました。インターネットの内容であれですが、12施設ほどありまして、2024年4月に開業した施設が大きなものだけ取り上げますと、石垣市、豊見城市、名護市、石垣市は2か所あります。ということで、これだけでもかなりの宿泊人数が増えています。さらに2026年度開業予定の大きなところといたしまして、宮古島市、北谷町、恩納村、北谷町の施設におきましては200人余り、宮古島市が310人余り、恩納村が200人余りと、これだけでも600の部屋数が開業予定となっております。このように各地域で、宿泊に頑張っているのかと思います。今回、令和5年度の3月の定例会で、村長が答弁されたことにつきましてお聞きしたいと思います。

この令和5年4月頃にそのいろんなことを中断をしているとかということもありましたが、1年半ぐらいになっていますが、その間にそういった協議みたいなことはなかったのかどうか。そのこととか、また関係機関との協議というのも中断しているということも書いてありますが、関係機関というのはどういう機関なのか、お聞かせください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

まずは関係機関ですが、開発行為申請を沖縄県のほうに提出しているそうです。そういうことで、それらが下らないと用地の取得がまだできないということ。それと今設計変更があるということ。この設計変更というのは、これを関連業者の方が社長も先週別件で来ておりましたけれども、御挨拶にいらしていましたので、この件についてお話をしましたら、観光客の需要調査をしていく中で、計画していた規模のものが、非常に厳しいような状況にあるということ。非常に物価高騰のあおりを受けて、建設単価も相当上がっているということもあって、計画書を今見直しをしないといけないというところまできているというところについては、情報を受けているところでもあります。いずれにしても、沖縄県のほうに開発申請を提出していますので、それらを受けながらどのような形でいくのかということも期待もしているわけなんですけれども、ぜひ頑張っていたきたいというふうに考えて、2週間前に申し上げたばかりでございます。この会社からまたもう1つの会社、熊本県なんです、別の会社があって、ほとんどの会社、ホテルをつくりたいとか、計画をしたいというところについては、ほとんど南海岸、目の前にすぐさま砂浜があって、海が広がっているというところを希望されていて、なかなか村内における用地の確保が難しいということについても既に御承知だと思いますが、そういったことで二転三転をしている計画があるというところについては、先ほど申し上げた用地の村内の様々な箇所を、候補地を御覧いただきながら、まだ決定まで至っていないというところでもあります。

去った昨年5月の定例会で申し上げましたB&Gの跡地につきましても、実は今これ協議中であります。非常にハードルが高いと思っていますが、いずれにしてもここはまた改めて現場を御覧いただいて、ぜひもう一度再考していただきたいとお願いをしているところですので、年内か早ければ年明けには一度、現場をもう一度見てみたいと。その会社は実は現場をまだ御覧になっていないんです。今は、グーグルマップで見れるので、そういったものとか、ほとんどの資料はそれなので、ネットでもって村内の資料を持っているということで、私もそれを見せてもらいましたが、実際に現場を見ていただきたいということでお願いしていますので、現場も御覧いただくということになっています。実はこの会社は、伊良部町それから今帰仁村の古宇利島あたりにも実績を持っていて、今県外のコロナでもって倒産しかねたホテルあたりを買い

取って整備しているという非常に実績のある会社なんですけど、どうも社長とお会いさせていただきましたが、本当に目の前が海じゃないといけないというような強い要望がありまして、その点について少し話が止まっていたこともありますので、もう一度現場を御覧いただいて、海にも近いですよという話もしながら、お願いをしているところですので、経緯としてはその程度でせつかくの御質問ですが、この程度しか今回はお答えできないというところについては、御理解いただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

令和5年度からの中で、私たちになかなか分からない点がありましたので、今回一般質問をさせていただいていますが、先ほど開発行為申請をしている企業、そしてそれらが設計変更にもなっているということの内容をお聞きしました。開発行為申請が出ているということは、場所というのは決まっているということだと思います。ということは、かなり具体的に進んでいるのかと思ひまして今回、少し安堵しているところがあります。

さらに別の企業につきましては、立地条件で南側の海が見えるところとか、そういうこととかでやりますと、なかなか農振地域とか、海岸の自然環境とか、そういった課題の下で難色を示しているのかと思います。そして熊本県の企業というのは、また別の企業ということでよろしいですか。そういうことで、大体2か所、あるいは3か所の企業とかがそういうことで今、計画あるいは考えているということをお聞きしまして、大変、前向きに進んでいければと思います。

先ほど私も質問の中で、村側の課題としては、自然環境あるいは農振農用地の影響とか、課題が行政側にも出てくるということで質問をしておりますが、やはりそういった農業、農地との関わりは農業委員会とも一応またいろいろ協議をさせていただいて、ぜひ協議の中であっせん的なところ、つまり今ある例えば企業が予定している場所の農地を、ほかの人たちと代替えするとか、そういういろんなことをやることも、検討されながら関係機関と、関係機関というのは先ほどいった村の農業委員会のところともひとつ、検討していただければいいのかと思いますが、そこら方面は農業委員会の立場から分かりませんが、あっせん的なところというのは確認とかできるんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

農業委員会ともこの間、うちの局長とごく最近ですが、この件について話をしたことがありますけれども、実は私抜きといいますか、私に情報なしで農業委員会のほうに大型なホテルではなくて、移動用コンテナがありますよね。そういったものについて置いてつくりたいという伊江島出身の方が県外にいまして、農業委員会に農用地の件で問い合わせもあったということについては情報を得ていますが、まずは農業委員会の前にこの農振地域、実際に農振地域内であるけれども、この人たちが使いたいというのは、その人の名義ではなくて、他の人の名義なんですけど、実際には農振地域内ではあるけれども、原野になっているということがあって、それらを何とかできないかという話があったということなんですけど、これについても時間をかけて農振の除外であったり、それから農業委員会に移って農地の転用だったり、様々な法的課題をクリアしないといけませんから、それについてお互いで農業委員会と調整をしながらやっていきたいと思いますが、いずれにしましても、一方では農振地域、農業をしっかり守っていききたい。一方ではどうしてもやはり、今後の観光を考えてくると、そういったレクリエーション地域内に、あるいは農振地域を少し外してでもそういったホテルなどを誘致していかないと、今後の伊江村の観光振興にはつながらないということを考えてく

ると、どっちもどっちで一步譲って、そしてしっかりとそういったことも理解を得ながらやっていかないといけないと思っていますが、農用地あたりをすぐさま潰すわけにはいかないということもありますから、しっかりと農業委員会とあるいは農林水産課の農業振興地域の件も含めて調整していきながらやっていきたいと考えています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

令和5年度3月の定例会におきましたこの滞在型の観光推進に向けて、ホテル誘致の考え方がどのように進んでいるのかが、なかなか把握できなくて今回の一般質問になっています。答弁で、ホテル誘致に関しては、観光振興とともに、地域の発展を目指して積極的に取り組んでいくという答弁があります。積極的に取り組む内容が、まだまだ分かりませんが、実は今回村長からこのような何か所かの考え方をお聞きすることができたんですが、もしこれからもそういった取組をする考え方にどのような取組方があるのかということをお聞きしたいと思います。

その前に、以前にもありましたが、マスコミ、新聞とかを通じて、利用して専門的観光の専門的知識の方々、あるいは村内の有識者、それとそして行政と観光誘致とかに踏まえた座談会みたいなもの。以前に観光に関して、前島袋秀幸村長のほうでも新聞等が大きく取り上げて、そういう座談会をされていました。そのようなことをすることによって、伊江村の情報がマスコミを通じて知られるということになると思いますので、ぜひそのような取組も今後したらどうかということをお願いしながら、村長のまた今後の取組が具体的に言えないのか、分かりませんが、どういう方向性で持っていけるか、最後にお聞きしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

様々な御意見を賜りましたので、参考にさせていただければと思っておりますし、ただ一つこの様々な誘致をしていく中で、本当に今厳しいといえますか。「はっきりとこういう土地がありますので、ここに何とかできませんか」ということを言えない部分については、非常にじくじたるものがあるんですが、本当に本村の国土利用計画というのか、土地利用計画の中でレクリエーション地域であるYYYクラブを中心のところの、あるいは青少年旅行村あたりも実はまだそういった土地利用計画されているわけですけれども、農振地域に入っているということもあって、なかなかそういったことが言えない部分については、非常に苦しい立場といえますか。なかなか誘致に難しいような状況がある。ですからB&Gの跡地とか、そういったところを当面今、申し上げているんですが、また並里議員とは個人的にこの場ではちょっと業者の名前も言えませんが、場所も言えないものですから、それは地権者がいますから、この議会で言うことはできませんが、様々な御意見を交渉できないかということも今、伺っているところもありますので、後ほどまた個人的な立場で、議場を離れて話をさせていただいて、議会の皆さんからも議場を離れた立場で様々な御意見と、あるいは相談に乗っていただければと考えております。いずれにしても、これまで継続してずっと協議をしているところと引き続きやっていながら、しっかりと早いうちに何かの形で一步前進、二歩前進できればと考えておりますので、これに取り組んでいきたいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで6番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

進行します。日程第6 議案第76号 公共用に供するために必要な土地の取得について、本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第76号 公共用に供するために必要な土地の取得についての提案理由を申し上げます。

物件の今回の取得予定している物件の所在地、伊江村字東江上カダ原2770番地、取得面積が3,763平方メートル。それから2771番地で取得面積が1,279平方メートル。2772番地で7,818平方メートル。合計の取得予定面積が1万2,860平方メートルで、取得予定額が1,097万8,500円。契約の相手方が伊江村字川平386番地、岸本良一でございます。なお、詳細につきましては、建設課参事に説明させますので、御審議方よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

それでは説明させていただきます。まずお手元の資料を御参照ください。現況平面図で赤で囲っております北側のほうが伊江村産業廃棄物最終処分場、南側が伊江村E&Cセンターで、その間の白塗りの3筆が今回取得する土地でございます。岸本良一さんから土地を購入してもらえないかと申し入れがありました。村といたしましても、いろいろと検討した結果、今後の公共工事などから発生する残土処理場としての使用。また今後おおよそ10年後ぐらいには、現在使用中の伊江村産業廃棄物最終処分場の埋立完了に伴う代替施設用地として使用できるのではないかと考えております。

さらに現在、具志漁港で建設中の農業集落排水処理施設から発生する処理汚泥の置き場としての使用、この処理汚泥の利活用としては、畑への農地還元や農地保全事業等における植栽工事などの堆肥としての利用ができればとも考えております。以上、3つの利用価値が得られることが考えることから、購入することにいたしました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

これ地目が分からないんですが、この資料の中で、この地目、山林原野と地目の種類はどのようになっているのか。

それとこの周辺の取引で、この単価で最近取引されているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

地目に関して、すみません記入漏れていました。この3筆とも原野となっております。

それと用地の取引事例といひまして、近場で平成30年度に墓地団地の用地購入を、一番近いところで行っております。そのときの取引事例が1平方メートル当たり1,260円で購入しております。しかし近年、土地の単価も村の場合は下落している状況ということもありまして、なお通常でありましたら、土地の鑑定を入れるべきでありましたが、今回はちょっと急を要するというので、この近場の取引事例を参考にいたしまして、平米当たり1,000円ということと契約させていただいております。

それと3筆ある中で、2770番地に関しましては、これは不動産鑑定士に電話で確認したところ、航空写真で見ると分かると思いますが、原野ではありますけれども、荒地状態でなおかつ背後の北側のほうが段丘と



なっています。その関係もあって、評価価値も2771番地と2772番地の単価の5割程度と伺いましたので、そこに関しては1平方メートル当たり500円としました。それで合計1,097万8,500円となります。これに関しましては、御家族に説明し、本人も納得の上での金額であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

最近取引した墓地団地の金額より安い単価で提示されているわけですが、伊江村の地価評価が落ちているという話なんです。実際にその落ちている理由が、基準点3地点の場所が悪く、昨今伊江村の単価が落ちている状況下であります。村の取引でもそういったマイナスの提示がなされていくにつれて、伊江村の単価というのは、公共の単価でも安いというイメージがついてしまうので、そういった取引はちょっと自分としては懸念する材料の一つだと思います。他市町村は上がっている段階で、公共のそういった取引等に関しては、以前の取引額を基準にするか。今からの状況下を考えて上げていくのが私は妥当なラインだと思います。公共の取引として下げていくというのは、ちょっと解せないところがあるので、次からはできるだけ以前の単価を前例に、マイナスというのはできるだけ避けていただきたいと思います。

それと将来的に産業廃棄物の最終処分場として利用するという計画もあるという話でしたので、できるだけ1周線からこの場所は見えますよね。今の産業廃棄物処理場は、1周道から見えない環境下で処理されています。将来的にそこを利用するにあたり、できるだけそういった場所が見えないような整形をしてから、産業廃棄物処理場としての利用を計画していただきたいと思います。そういったことも将来的に考えられますかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

まず単価の件に関しましては、今回ちょっと急を要しているということで、墓地団地の単価より低く設定して契約という運びに今後なる予定なんですけれども、議員おっしゃるとおり、今後またこの辺はまた見極めながら、ちゃんとしたまた鑑定を入れるような形で対応していきたいと思います。

それと今後の産業廃棄物処理場としての予定地ということで、先ほど説明いたしました、この面積だけでは多分、到底足りないと思いますので、そこを基本として設定するのか、また今後の検討となっていきますけれども、議員おっしゃっているとおり、ここは県道の近くでもあります。景観といいますか、あまりそういった処理場が見えない感じの施設ということで考えていきたいと思いますので、一つよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第76号 公共用に供するために必要な土地の取得について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号 公共用に供するために必要な土地の取得について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻14時33分)

再開します。

(再開時刻14時50分)

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の整備条例には7本の条例改正案を組み込んでありますが、その各条例に定められている禁固や懲役について、拘禁刑と用語を改正するものでございます。なお、条例の刑罰規定を適切に立案するため、令和6年8月6日付で、那覇地方検察庁検事正へ協議し、令和6年11月5日付で本整備条例案については特段の意見はないとの回答を得て上程するものでございますので、御承知おきください。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるための上程となっております。再発防止対策の観点から、その整備及び実施が推進されるべき制度の一つとして、自由刑の単一化が掲げられ懲役及び禁固を、新たな拘禁刑として単一化されます。法令の主旨としましては、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするものでございます。

概要といたしましては、懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑に一本化されます。拘禁刑は無期及び有期とし、有期拘禁刑は1月以上、20年以下、拘禁刑に処された者には改善更生を図るため、必要な作業を行わせる罰則の改正に伴う改正前にした行為に関する経過措置などが規定されております。本村の各条例においても、懲役、禁固の罰則が規定されておりますので、拘禁刑として用語を改正するものでございます。

それでは新旧対照表を用いて御説明いたします。新旧対照表1ページをお願いします。1ページ、第1条 伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正でございます。附則、第2条、第3項及び第4項中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

2ページ、第2条 伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正です。第14条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。第3条 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第7条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

続きまして3ページから4ページになります。第4条 伊江村職員の給与に関する条例の一部改正です。

第20条の2、第1項第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第3号、第4号第20条の3、第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

5ページをお願いします。第5条 伊江村表彰条例の一部改正です。第3条第4項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

6ページです。第6条 伊江村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正です。第4条第1項第2号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

7ページ、第7条 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正となっております。第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

なお、附則といたしまして、(施行期日)として、第1項この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。具体的に申し上げますと、令和7年6月1日施行となります。(罰則の適用等に関する経過措置)といたしまして、第2項この条例の施行前にした行為の罰則については、なお従前によるものとします。第3項この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法、第12条に規定する懲役、又は旧刑法第13条に規定する禁錮、又は旧刑法第16条に規定する拘留が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。(伊江村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)としまして、第4項刑法第一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律、並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の伊江村職員の給与に関する条例第20条の2第1項第3号、同項第4号、第20条の3第1項第1号及び同条第3項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすと規定します。

今読み上げました附則の第3項の内容について、端的に申し上げますと、この整備条例の施行後にした行為に対して、ほかの条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力があるとされる場合、改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる懲役、禁固、拘留が含まれるときは、懲役と禁固は有期拘禁刑と、旧拘留は長期、短期を同じくする拘留とすることとなります。

第4項の内容につきましては、この整備条例施行前に犯した禁固以上の刑が定められている罪について、起訴された者について、給与の不支給、一時差し止め処分とする旨を規定しております。

以上で、議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明といたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 議案第71号 伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会設置条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第71号 伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会設置条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、伊江村庁舎等複合施設建設の検討を図るため、施設の位置及び基本的事項等を本委員会に諮問したいことから、本条例を制定する必要があるというのが、本条例案を提出する理由でございます。

なお、詳細につきましては、建設課参事から説明させますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

それでは条文に基づき御説明させていただきます。第1条は（設置）伊江村庁舎等複合施設建設（「以下（庁舎等複合施設建設」という。）に関し必要な事項を審議するため、伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。第2条では（所掌事務）としまして（1）庁舎等複合施設建設の基本的事項に関すること。（2）庁舎等複合施設建設の位置に関すること。（3）その他庁舎等複合施設建設に関すること。をうたっております。第3条は（組織）委員会は、12人以内で組織する。2項委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命するということで（1）から（4）までうたっております。第4条は（委員の任期）委員の任期は、庁舎等複合施設建設が完了したときまでとします。第5条は（委員長及び副委員長）ということで、委員会に委員長及び副委員長を置くということで、2項から4項までうたっております。

第6条（会議）4項で本条例の施行に際し、初回の委員会の会議は村長が招集するということになっております。第7条は（意見の聴取）、第8条は（報酬及び費用弁償）、第9条は（庶務）、委員会の庶務は、建設課において処理するというところでございます。第10条（委任）この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第71号 伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会設置条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

ここでいう「庁舎等複合施設建設」とありますが、この中で複合施設がどういったものを指すかというものが入っていないんですが、複合施設とはどういったものを複合施設と言っているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

条例にあります伊江村庁舎等複合施設建設ということですが、複合施設とは、まず庁舎、庁舎に関しましても現在、商工観光課、教育委員会などが分散化していますので、それを集約して庁舎に含めるといふのと、あともう1点コミュニティホール、現在の改善センターのホール等です。それを防災機能を含んだコミュニティホールとしての規模を、現在複合化として考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

では商工観光課、教育委員会等、それとホール、今の中央公民館ですか、改善センターのホール等が複合施設という名称に入っているということによろしいですか。ほかに民俗資料館とか、そういったものは入っていないということによろしいでしょうか、再度伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

すみません私、複合施設に今分散化している商工観光課、教育委員会と答弁しましたけれども、もう1件医療保健課の保健窓口も一応、集約ということと考えております。中央公民館、図書館機能それに関しましては、現在施設、以前から議会でもお話があるとおり、（仮称）文化センターとか図書室とか、併設した施設というお話もありますが、その辺はまだ新たに新設するということではなくて、複合化するということですが、この辺に関しては現在内部の検討会議で、現庁舎の改築等でその辺はできないかということを検討しておりますので、複合化に含めるといふことは、今のところは考えてはおりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

今回の所掌事務というか、第2条でやりますが、建設に関すること。そして第4条では当施設が完了したときまでとするということでもあります。そして第3条の委員ですが、（2）の識見を有する者とありますが、識見を有する者の具体的なことを説明いただきたいのと。その具体的というのは、今指名参加とかで出されている設計業者以外から、1級建築士の資格を持っている方々も入るのかどうかということで、識見を有する者の見解をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

第3条の委員の、識見を有する者とは、どういった方というお話ですよ。その中には、まずは各団体長などを今、考えております。例えば区長会とか、婦人会長とか青年会とか、そういった方々を今考えております。その中で議員おっしゃっていた建築士ですか。そういった方々のメンバーも検討されているということですが、できたらお一人ぐらいいは、その辺建築関係の識者ですか。もちろん1級建築士、その辺の技術を持った方をできればお一人ぐらいいはその中に入れて、委員の組織というか、その辺に任命できればと今、考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第71号 伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会設置条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号 伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 議案第72号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第72号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、施設使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正する必要があるというのが、本条例案を提出する理由でございます。

去る5月、7月に開催された伊江村行政改革推進委員会において御審議いただき、村長への答申も踏まえて今議会に上程するものであり、先の6月定例会においても、印刷機具使用料徴収条例、手数料条例等の議決をいただいております。今議会では令和7年4月1日施行に向けた条例改正案でございますので、御理解をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、商工観光課長から説明させますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

それでは今回の改正について、御説明いたします。新旧対照表を用いて御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

別表、ホール棟の使用料の欄中、ホール1時間当たり、村内「2,000円」を「2,200円」に、冷房使用の場合「4,000円」を「4,400円」に、村外「5,000円」を「5,500円」に、冷房使用の場合「7,000円」を「7,700円」に改定いたします。

またセミナールーム、1室1時間当たり村内「600円」を「700円」に、冷房使用の場合「800円」を「900円」に、村外「1,000円」を「1,100円」に、冷房使用の場合「1,200円」を「1,400円」に改定いたします。

備考につきましては、1回当たり「1,500円」を「2,000円」に改めます。なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第72号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第72号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

---

## ○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 議案第73号 伊江村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

## ○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第73号 伊江村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、施設使用料の適正化を図ること及び条例中の文言の整理を図るため、本条例の一部を改正する必要があるというのが、本条例案を提出する理由でございます。本案につきましても、5月、7月に開催された伊江村行政改革推進委員会において、御審議いただき村長への答申も踏まえて、本議会に上程するものであり、令和7年4月1日施行に向けた提案でございますので、御理解をお願い申し上げます。

詳細につきましては、教育行政課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

## ○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

今回の改正について説明いたします。新旧対照表にて説明しますので、新旧対照表を御覧ください。

改正前の第13条第2号の伝染病患者または精神異常者という文言についてですが、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の第7条、行政機関における障がいを理由とする差別の禁止に反する可能性があるため、第2号を削り、第3号を第2号に、第4号を第3号にそれぞれ繰り上げる改正であります。

続きまして別表を次のように改めるとして、別表の1時間当たりの使用料を改める内容となります。まず、大ホールについてですが、冷房を使用しない場合、村内は「100円増」の「2,500円」に、村外「1,100円増」の「4,000円」に改めます。村外の使用料の上げ幅が高くなっておりますが、議案第72号で可決いただきましたはにくすにホールの村内使用料を参考に、現行の使用料と比較しながら、施設の築年数なども加味しまして「4,000円」が適正な価格として設定しております。

次に、冷房を使用する場合は、電気料の高騰なども加味しまして、村内「300円増」の「4,000円」に、村外は「1,800円増」の「6,000円」に改めております。こちらも先ほどの冷房を使用しない場合と同様の理由から「6,000円」に改定しました。

次に、調理室ですが、冷房を使用しない場合は、村内「100円増」の「700円」、村外「200円増」の「1,000円」に改めます。冷房を使用する場合は、冷房を使用しない場合の2倍の増額に設定し、村内「200円増」の「1,100円」で、村外「400円増」の「1,500円」に改めます。

次に、その他の室は、村内「100円増」の「400円」に、村外「100円増」の「500円」に設定します。冷房を使用する場合は、冷房を使用しない場合の設定額の2倍の金額を設定額としております。よって、村内「200円増」の「800円」に、村外「300円増」の「1,000円」に改めます。

次に備考につきまして、業務時間外に放送照明従事のため職員を配置する場合は、1回あたり1人につき、これまでの「1,500円」から「500円増」の「2,000円」として加算します。附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第73号 伊江村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

先ほどの商工観光課のはにくすにの設置条例とちょっと違う点があるのかと思ひまして、質疑をさせていただきます。まず備考のほうの見解ですが、はにくすにホールでは使用料に含みますと。備考のほうの休日に従事のための職員は使用料に含みますと。しかし改善センターにつきましては、使用料以外に、改正して2,000円、徴収するということなんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

現在、職員が休日や業務時間外に放送従事など実施しておりますが、それをした場合、伊江村講師謝礼金等支払基準要綱、別表第2に基づいて半日間4,000円の報酬費を支給しております。よってその半分、半分は受益者負担の観点で負担してもらおうということで2,000円を定めておまして、こちらのほうをこの使用料とは別に土日とか、5時以降に職員が従事した場合は1人当たり2,000円ということで徴収するということになっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

はにくすにホールと今回の改善センターはその仕組みが違うということで、その見解ということですか。そういうことですね、はい。別に取れるということですよ今は。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

少し舌足らずなところがあったかと思ひます。使用料と一緒に従事した場合は、一緒に含めて徴収はしております。ただ計算上は別だということになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時23分)

再開します。

(再開時刻15時24分)

教育行政課長 新城米広君。



○ 教育行政課長 新城 米 広 君

大変失礼いたしました。はにくすにとこちらとの違いということですが、こちらも従事をして1人目はこの使用料の中に含む形で徴収をすることにはなっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

どうも私が聞いている範囲では、並里議員が聞かれていることと、答弁が不一致というか、一致しているかどうか分からないので、もう一度確認しますが、はにくすには当初から述べておりましたけれども、はにくすには新しい施設で、この照明とか音響とか、そういった特殊性があるものですから、料金が若干高く設定されているというふうに考えています。ですからその中に「1人分は含まれています」ということ。大体2人つくんです、その場合は、ですから2人目からは別にこの使用料ではなくて、放送従事のための料金としていただきますということになっておりますので、質問はそういうことですよ。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時26分)

再開します。

(再開時刻15時31分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第73号 伊江村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号 伊江村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第11 議案第74号 伊江村中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第74号 伊江村中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、施設使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。というのが、本条例案を提出する理由でございます。

本条例案につきましても、5月、7月に開催された伊江村行政改革推進委員会において御審議いただき、村長への答申も踏まえて、今議会に上程するものであり、令和7年4月1日施行に向けた提案でございますので、御理解をお願い申し上げます。なお、詳細につきましては教育行政課長から説明させていただきますので、御審

議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

今回の改正について説明いたします。新旧対照表にて説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。別表の料金につきまして、改善センターと様式を統一する形で、村内、村外に区分し、使用料に差をつけ徴収を行うよう改正をいたします。

別表中、1時間当たり使用料金を表の上部に追加いたします。区分の欄、「会議室等1室1時間につき」を「研修室・視聴覚室」の項に改め、村内の項と村外の項を追加します。そして改正前の冷房を使用しない場合の欄の「300円」を、村内の項は「400円」に、村外の項は「500円」に改めます。さらに冷房を使用する場合の欄につきましては、冷房を使用しない場合の2倍の料金を設定額としました。よって改正前の冷房を使用しない場合の欄の「600円」を、村内の項は「800円」に、村外の項は「1,000円」に改めます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第74号 伊江村中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第74号 伊江村中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号 伊江村中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第12 議案第75号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第75号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、施設使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。というのが、本条例案を提出する理由でございます。本条例案につきましても、5月、7月に開催された伊江村行政改革推進委員会において御審議いただき、村長への答申も踏

まえて今議会に上程するものであり、令和7年4月1日施行に向けた提案でございますので、御理解をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、教育行政課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

今回の改正について説明いたします。別表第1から別表第3までの別表の全部改正となります。新旧対照表にて説明いたします。新旧対照表1ページを御覧ください。今回の改正の内容は文言の整理と使用料の改定であります。まず文言の整理につきましては、区分の欄中、「小」を「小学生」に改めます。よって、別表第1の体育館の項を例にしますと、「小・中学生」とあるのは、「小学生・中学生」となります。なお、説明の便宜上、中点につきましては省略して説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また区分の欄に、誤解や間違い、解釈の違いなどを防ぐため、「1人/1回」や「10人以上」ほか「1時間当たり」など、各項ごとに単位を追加しております。なおスラッシュにつきましても、説明では省略させていただきます。

1ページ、別表第1は、伊江村総合体育館の使用料です。区分の欄、体育館、プール、トレーニングジム、武道場の各項の村内、村外は、現行より「100円増額」で改定いたします。サウナの項につきましては、電気や水道など、維持費の増により村内、村外とも「200円増」にて改定しております。

2ページお願ひします。シャワーの項及びミーティングルームの会議室の項で、村内、村外は「100円増」で改定します。ミーティングルームの冷房室の項、及び照明の小学生・中学生・高校生・大学生・一般の項で、村内、村外は「200円増」で改定します。照明、団体の項、村内、村外は「300円増」で改定します。艇庫の項につきましては、解体または新設がまだ決定していないため、そのまま据え置きます。次年度以降、方針が決まり次第、しかるべき時期に改正したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。衛生費の項につきましては、追加の項となります。衛生費は団体で使用する場合、トイレやシャワーを使用し、トイレットペーパーや水道など、経費がかかることから追加しております。現行では、野球場のみ衛生費の項を設けておりましたが、総合体育館、多目的屋内運動場も同様に衛生費を設け、3施設統一した金額にて定めております。なお、金額につきましては、衛生費の練習の項は「200円」、大会・職業チームの項は「700円」、興行の項は「2,000円」と定めます。備考の項につきましては、区分の欄で1人1回などの項を設けたことから、改正前の備考の①のアンダーライン、区分の使用料は1人1回当たりを原則として、読点までを削ります。備考の③につきましては、先に説明いたしました体育館の団体の項と、照明の団体の項で定めていることから、再度備考で定める必要はありませんので、改正前の備考の③のアンダーライン、村内1団体「800円」、照明を使用する場合「500円」、村外1団体「1,000円」、照明を使用する場合「1,000円」を加算するを、1団体当たりの料金を加算するに改正します。

3ページをお願ひします。別表第2、多目的屋内運動場の使用料です。アリーナの小学生・中学生の項から、職業チーム、興行その他の項、及びシャワー（1人1回の項）、村内、村外の欄は「100円増」で改定します。アリーナの照明の項で、村内、村外の欄は「300円増」で改定します。会議室の項で、村内、村外の欄は「100円増」で改定します。会議室の冷暖房の項で、村内、村外の欄は「200円増」で改定いたします。衛生費の項につきましては、別表第1、伊江村総合体育館の使用料で説明しましたので割愛いたします。

4ページお願ひします。備考のその1の項の①アリーナの次に「の部分使用は1/6面、2/6面、3/6面、4/6面、5/6面を加えます。アリーナの全面は6面で構成されており、実際に使用する場合は面

単位での使用となりますので、実態に合わせて文言を追加いたします。次に備考、その2の項につきまして、長期間多目的屋内運動場を使用するときは、これまで最大で30%まで減免をしておりましたが、北部の施設等を調査したところ、使用日数などで減免をしているところはありませんでした。しかしながら誘致をするための一つの手段として、本村の特徴とも言えますので、完全になくすのではなく、減免率を現行の半分にする形に改めました。続きまして備考のその2の項の※印の行は、多目的屋内運動場には附属施設がありませんので削ります。

5ページをお願いします。別表第3野球場の使用料です。野球場の使用料につきましては、国頭村、宜野座村、恩納村、金武町など、他の野球場の料金上げ幅などを参考に、現行の使用料と照らし合わせて検討し、金額を定めております。また区分の欄に、「9時から17時」の項や「17時以降」の項を加えております。では説明をいたします。野球場、練習の項中、小学生・中学生・高校生の項、村内は「無料」、村外は「200円の増」、一般・大学生の項、村内、村外「200円の増」、実業団チーム及び職業チームの項、村内、村外「500円の増」、興行・その他の項、村内、村外「1,000円」の増に改めます。大会又は興行の入場料を徴収しない場合の項中、小学生・中学生・高校生の項、及び一般・大学生の項の村内、村外は「300円の増」、実業団チームの項、及び職業チームの項、そして興行・その他の項は、先ほど練習の項で説明しました各項の料金と同額で改定をしております。

6ページをお願いします。入場料を徴収する場合の項中、小学生・中学生・高校生の項、及び一般・大学生の項の村内、村外は「300円の増」実業団チームの項の村内、村外は「800円の増」とします。もし、実業団チームが入場料を徴収するのであれば、職業チームとそれほど差をつけなくてもいいのではないかとということで「500円増」ではなくて「800円の増」としてしております。興行・その他の項は、村内、村外「1,000円の増」に改めます。続きまして、附属施設の照明施設の項についてですが、改正前の表では、村内、村外の欄があり、かつ区分の欄内に、村内、村外の項、つまり上のほうに村内、村外があり、また横のほうにも村内、村外ということで分かりづらく、表がすごく分かりづらくなっておりました。よって区分欄にある村内、村外の項をソフトボール使用、軟式野球使用、硬式野球使用の項として改め、より分かりやすく表を整えております。使用料につきましては、村内、村外それぞれ「500円増」で定めております。冷暖房の項は「300円増」の「800円」と定めます。

7ページをお願いします。スコアボードの項は「200円の増」ピッチングマシンの項は「300円の増」に改定いたします。衛生費の項、及び備考のその2の項に関しましては、別表第2、多目的屋内運動場の使用料と説明が同じとなりますので、割愛いたします。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第75号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻15時51分)

再開します。

(再開時刻15時52分)

教育行政課長 新城米広君。

#### ○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

ただいま御説明いたしました、新旧対照表の2ページ目の改正後の備考、②の「使用」が私用となっておりました、使う用ということの「使用」に訂正をお願いいたします。

改め文では、「使用」ということで表記されておりますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

暫時休憩します。

(休憩時刻15時53分)

再開します。

(再開時刻16時10分)

ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

新旧対照表の2番、艇庫の備品の使用料に関してなんですが、カヌーからローボートまで、これB&Gが入って時期からの備品だと思います。これ使用料としてこれを取って使用していいものなのか。ヨット等はセイル等を本当に張って破れないのかどうか。そういった備品の確認をしてその使用料を取るということにしているんですか。そこで事故等があった場合、問題提起になるんですが、その備品の確認もしてこの使用料を出しているのかどうかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

だいたい艇庫自体も古くて台風でも壊れそうな状況までなっておりますが、補強しながら何とか持たせております。その中の備品についても、雨漏りとかで中の備品も傷んで、現状は使用ができない状況、また例えば動かさそうなものでも整備できていないので、それは今使用できない状況にありますので、この表の中ではそのまま艇庫が残っている間、表記としては残しておきますが、実際にそれを借りたいとか、例えば来られたときには、スポーツ推進室のほうで現状、これは使用できない状況にありますということでお断りをするということで、対応していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻16時14分)

再開します。

(再開時刻16時17分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第75号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻16時18分)